

# 京都府・市区町村社会福祉協議会一覧

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
京都府	604-0874	中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館内5階	075-252-6293
京都市	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1 「ひと・まち交流館 京都」内	075-354-8709
京北区	603-8143	北区小山上総町3	075-441-1900
上京区	602-8247	上京区葎屋町通中立売下ル北俵町317	075-432-9535
左京区	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	075-723-5666
中京区	604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
東山区	605-0863	東山区五条通大和路東入ル5丁目梅林町576-5 「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
山科区	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	075-593-1294
下京区	600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町292 下京総合福祉センター内	075-361-1881
南区	601-8321	南区吉祥院西定成町32 南老人福祉センター内	075-671-0709
右京区	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター内	075-865-8567
右京区社協北事務所	601-0251	右京区北周山町下寺田1-1	0771-52-0527
西京区	615-8083	西京区桂良町23-4	075-394-5711
伏見区	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	075-604-6541
伏見区社協醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1パセオダイゴロー西館 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070
福知山市	620-0035	福知山市字内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内	0773-23-3573
舞鶴市	625-0087	舞鶴市字余部下1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾部市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷5-1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇治市	611-0021	宇治市宇治琵琶45 総合福祉会館内	0774-22-5650
宮津市	626-0041	宮津市字鶴賀2085 宮津市福祉センター内	0772-22-2090
亀岡市	621-0806	亀岡市余部町樋又61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城陽市	610-0121	城陽市寺田東ノ口17 城陽市立福祉センター内	0774-56-0909
向日市	617-0002	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1960
長岡京市	617-0833	長岡京市神足2丁目3番1号 長岡京市立総合交流センター 2F	050-7105-8508
八幡市	614-8093	八幡市八幡三本橋59-9 福祉商工会館内	075-983-4450
京田辺市	610-0332	京田辺市興戸伏5-8 京田辺市立社会福祉センター内	0774-62-2222
京丹後市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3450 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
南丹市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地	0771-72-3220
木津川市	619-0214	木津川市木津川端19 老人福祉センター内	0774-71-9559
大山崎町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々 10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久御山町	613-0043	久御山町大字島田小字ミスノ11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井手町	610-0302	井手町大字井手小字東前田23番地 老人福祉センター「玉泉苑」内	0774-82-3499
宇治田原町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇2 老人福祉センター「やすらぎ荘」内	0774-88-3294
笠置町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和束町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精華町	619-0243	精華町大字南稲八妻小字砂留22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南山城村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京丹波町	622-0311	京丹波町和田中6-1 瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
伊根町	626-0413	伊根町字泊1 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内	0772-32-0176
与謝野町	629-2262	与謝野町字岩滝2272-1 岩滝ふれあいセンター内	0772-46-5556
三和支所	620-1442	福知山市三和町千束375番地 東部保健福祉センター内	0773-58-3713
夜久野支所	629-1322	福知山市夜久野町平野1030番地 ふれあいの里福祉センター内	0773-38-9000
大江支所	620-0305	福知山市大江町波美235番地 老人福祉センター舟越会館内	0773-56-0224
峰山支所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷691	0772-62-4128
大宮支所	629-2501	京丹後市大宮町口大野140 京丹後市大宮福祉会館・社協会館内	0772-64-2037
網野支所	629-3101	京丹後市網野町網野385-1 京丹後市網野健康福祉センター内	0772-72-0797
丹後支所	627-0201	京丹後市丹後町間人545-1 京丹後市丹後老人福祉センター内	0772-75-0808
久美浜支所	629-3411	京丹後市久美浜町栃谷2371 京丹後市久美浜保健センター内	0772-82-0008
園部支所	622-0014	南丹市園部町上本町南2番地22 南丹市園部公民館内	0771-62-4125
八木支所	629-0134	南丹市八木町西山崎17 南丹市八木デイサービスセンター内	0771-42-5480
日吉支所	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4 0771-72-0947	
美山支所	601-0751	南丹市美山町島往古瀬8 南丹市美山基幹集落センター内	0771-75-0020
山城支所	619-0204	木津川市山城町大字上狛小字北的場12-1 福祉センター内	0774-86-4151
木津川市	619-0214	木津川市木津川端19 老人福祉センター内	0774-72-5532
加茂支所	619-1127	木津川市加茂町南加茂台6-3 加茂ふれあいセンター内	0774-76-4338
丹波支所	622-0213	京丹波町須知鍋倉1-1 社会福祉センター内	0771-82-0126
瑞穂支所	622-0311	京丹波町和田中6-1 瑞穂保健福祉センター内	0771-86-1440
和知支所	629-1121	京丹波町本庄今福13 高齢者コミュニティセンター内	0771-84-1833
加悦支所	629-2403	与謝野町字加悦716 社会福祉センター内	0772-42-7553
岩滝支所	629-2262	与謝野町字岩滝2272-1 岩滝ふれあいセンター内	0772-46-5556
野田川支所	629-2311	与謝野町字幾地908 老人憩の家内	0772-43-0294

# 生活福祉資金貸付制度

## ご案内

制度を利用するにあたって……………①

### 総合支援資金

失業等によってお困りの方へ……………③

### 福祉資金

一時的に必要な経費でお困りの方へ……………⑤

### 教育支援資金

教育資金が必要な方へ……………⑦

不動産担保型生活資金……………⑨

社会福祉法人  
京都府社会福祉協議会

## 1 貸付制度の目的・対象

- 1 目的** この貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。
- 2 貸付の対象となる世帯** 資金の貸付けの対象となる世帯は、次の世帯です。
- 低所得世帯**  
生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯で、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯
- 障害者世帯**  
次に掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯  
・「身体障害者手帳」の交付を受けた方の属する世帯  
・「療育手帳」の交付を受けた方の属する世帯  
(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む。)
- ・「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方の属する世帯  
(現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む。)
- 高齢者世帯**  
65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯

### 生活保護世帯の借入申込

借入申込者が生活保護法にいう被保護者である場合、当該世帯の自立支援のため必要があると認められる場合に限り、当該の府広域振興局保健所長又は、福祉事務所長の意見を聞くこととなります。また、当該世帯は、原則として生活保護費以外の収入が伴わなければなりません。

### 外国人の借入申込

次のいずれの条件にも該当する場合であることが必要です。

- ①外国人登録が行われていること。
- ②現在地に6か月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。

### 破産者等の借入申込

破産、債務整理、民事再生の申し立ての準備、手続中であつたり、あるいは破産後の免責が決定していない場合は貸付けの対象となりません。ただし、免責が決定している場合は、貸付けの対象となりますので免責決定通知の写しを添付してください。

※次の方(世帯)には貸付けできません。

- ・生活福祉資金、離職者支援資金の連帯保証人になられている方。
- ・原則として、過去に生活福祉資金を借り入れ滞納している世帯。

## 2 民生委員の相談支援

本制度は、資金の貸付けと、借り受けた方に対する民生委員の相談支援により効果的な運営が図られるものです。民生委員が担う具体的な役割は、①本制度の広報・周知、②本制度の利用に関する情報提供・助言、③借入申込者及び借受世帯の調査及び生活実態の把握(調査意見書の作成)、④借受世帯の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援、等です。

## 3 申し込みの方法・手続き

- 1 申込相談窓口** 申込相談窓口は、担当の民生委員やお住まいの市区町村社会福祉協議会(以下「市区町村社協」と略す)となりますのでお気軽にご相談ください\*。  
転宅をするために必要な経費の借入を希望する場合は、転宅先の住所地の市区町村社協にご相談ください。  
※京都市にお住まいの方は、総合支援資金については、京都市社協(☎075-354-8709)へ、それ以外の資金については、お住まいの区の社協へご相談ください。
- 2 申し込みに必要な書類**
- ①借入申込書
  - ②収入があることを証明する書類  
借入申込者及び申込世帯全員、連帯借入申込者、連帯保証人に収入があることを証明する書類が必要です。  
◆年間総収入(一時金等を含む)、府・市町村民税、所得税、社会保険料が記載されている次のいずれかの書類  
●雇用主発行の「源泉徴収票」  
●市町村長発行の「府・市町村民税課税証明書」  
●その他、雇用主発行の「給与証明書」(所定用紙)  
◆自営業の場合は、「確定申告書」「収支内訳表」も添付していただきます。
  - ③借入申込者・連帯借入申込者・連帯保証人が外国人の場合は、外国人登録済証明書の添付が必要となります。
  - ④その他資金種類、資金使途、世帯の状況によって追加の添付書類が必要となる場合がありますので窓口でご相談ください。
- 3 連帯保証人** 連帯保証人が、原則として1名必要となります。  
連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人がいない場合は、貸付金に対して年1.5%の貸付利子がかかります(教育支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金を除く)。  
連帯保証人は、原則として京都府内に居住し、65歳以下で、かつ借受世帯の生活の自立と安定のための支援と協力を熱意を有する者としてします。また、連帯責任を負うに足る資産・収入を確認するため、連帯保証人の収入があることを証明する書類を添付していただくことが必要となります。ただし、京都府外に居住する連帯保証人しか得られない場合はご相談ください。  
なお、本資金の借受人や生活保護受給者は連帯保証人にはなれません。
- 4 借入申込書の記入** 「借入申込書」は、借入申込者、連帯借入申込者、連帯保証人のそれぞれの自筆による署名・捺印が必要です。特に、教育支援資金においては、進学のために借りる費用であり償還の義務があることを就学者自身に明確に自覚していただくことが必要です。

## 4 貸付の決定と送金

- 1 貸付決定後の手続き** 京都府社会福祉協議会(以下「京都府社協」と略す)会長が、資金の貸付けを決定したときは、市区町村社協(担当民生委員)を通じて、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に通知します。その後、ご本人であることを確認できる書類(住基カード、運転免許証の写し等)をご持参の上、市区町村社協までお越しください。  
借用書に借受人、連帯借受人及び連帯保証人の自筆署名と実印を押印いただきます。
- 2 貸付金の送金** 市区町村社協から借用書等の提出があった後に、京都府社協から借受人口座へ直接送金します。従って、借用書とともに「生活福祉資金貸付金振込口座申請書」を提出してください。原則として京都銀行に開設された本人名義の口座に振り込みます。(郵便局への振込みはできませんのでご注意ください。)
- 3 貸付金使途報告** 住宅増改築の経費、自動車購入の貸付資金、生業費等については、「貸付金使途報告書」(住宅改修後の写真、領収書、車検証等を添付)を提出していただくことで資金使途の確認をします。

## 5 個人情報の取扱い

本貸付事業の円滑な実施のため、貸付・償還(返済)の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として、個人情報を取得、利用、保有します。また、そのために個人情報を本制度の円滑な実施に必要な範囲で第三者に提供することや、第三者から取得すること、第三者と共有することがあります。

# 失業等によってお困りの方へ

## 総合支援資金のご案内

### 貸付対象

次の要件の全てに該当する場合に貸付が受けられます。

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業（離職の日から概ね2年以内）等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑤実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑥失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

### 資金の種類

**生活支援費**：生活再建までの間の生活資金をお貸しします。

**住宅入居費**：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費をお貸しします。

- \*原則として貸付対象③における住宅手当の申請を行っている場合に限りです。
- \*住居のない離職者であって、住宅手当が支給されるまでの生活費については、臨時特例つなぎ資金が申請できます。

**一時生活再建費**：生活再建に必要な一時的な費用をお貸しします。

- (例)・生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用、家具什器費
- ・住宅手当を併せて申請している場合の家具什器費 等

### 貸付限度額

**生活支援費**：月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）

貸付月額の算定は、原則として直近3か月（離職した場合は、離職前直近3か月）の平均月収を限度とします。ただし、その上限は月額20万円もしくは、生活保護基準の1.8倍のいずれか低い方の金額とします。

貸付期間は当初6か月以内（やむを得ず貸付期間の延長が必要な場合は、再申請できます。（当初の貸付期間を合計して12か月以内））

**住宅入居費**：40万円以内

**一時生活再建費**：60万円以内

### 据置期間

いずれの資金も6か月以内

### 貸付金の利率

いずれの資金も以下ようになります。

- 連帯保証人を立てる方：無利子
- 連帯保証人がいない方：年1.5%

\*連帯保証人についての詳細な条件は、2Pの「申し込みの方法・手続き」をご覧ください。

### 貸付金の償還

**生活支援費**：据置期間経過後10年以内

**住宅入居費**：据置期間経過後3年以内

**一時生活再建費**：据置期間経過後5年以内

### 申し込みに必要な書類

借入申し込みをされる方は、下欄の「事項」ごとにその右に示すいずれかの書類をそろえてください。同じ書類が重複する場合は1部で結構です。

ただし、**京都府社協が必要と判断したときは、さらに下欄以外の書類等の追加提出をお願いすることがありますので、ご了承くださいませ**ようお願いいたします。なお、添付する書類をお持ちでない場合は、お住まいの市町村社協\*にご相談ください。

\*京都市にお住まいの方は、京都市社協（☎075-354-8709）にご相談ください。

資金の種類	必要書類
<b>生活支援費</b>	①借入申込書 ②運転免許証又は健康保険証の写し（※） ③世帯全員の住民票（※） ④連帯保証人に収入があることを証明する書類 ⑤求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書（※） （就職による収入増等、世帯の自立が見込まれる計画であることが必要です。） ⑥他の公的給付・公的貸付について、その利用又は申請の状況がわかる書類 ⑦離職又は世帯収入が減少していることを証明する書類 ・離職中であることを証明する書類（例示） 離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、退職辞令、離職前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証、個人事業の廃業届等 ・世帯収入が減少していることを証明する書類（例示） 世帯員の離職票又は退職辞令（勤務先の代表者印が押印されているもの）、直近6か月の給与明細等 ⑧（離職中の場合）ハローワークカード（求職受付票） ※ただし、住宅手当の申請を行っている場合には、②、③及び⑤については省略することができます。
<b>一時生活再建費</b>	生活支援費の必要書類①～⑧のほか、 ①必要な経費に係る請求書又は見積書その他、京都府社協が必要と認める書類
<b>住宅入居費</b>	生活支援費の必要書類①～⑧のほか、 ①貸主又は貸主から委任を受けた事業者と締結した不動産賃貸契約の契約書の写し （契約が住宅入居費の借入申込後にしか締結できない場合には、締結後に速やかに市区町村社協へ提出してください。） ②住宅手当の申請時に不動産業者等から交付された「入居住宅に関する状況通知書」の写し ③住宅手当の申請時に住宅手当の実施主体から提出された「住宅手当支給対象者証明書」の写し ④貸主又は貸主から委任を受けた事業者へ貸付金を直接交付することへの同意書

# 一時的に必要な経費でお困りの方へ

## 福祉資金のご案内

### 貸付対象

この資金は、低所得者や障害者・高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と民生委員による相談支援を行い、生活の安定を目指すことを目的としています。

### 資金の種類

**福祉費**：次のような用途で資金が必要な場合にご利用いただけます。(詳細は9・10P参照)

- ① **生業を営むために必要な経費(生業)**：事業を営むための設備・機械・器具の購入・整備費用や、設備等の補修・改良・拡充のための費用、店舗、作業場等の補修や改造費用、商品の仕入れ費用等
- ② **技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(技能習得)**：定期代、衣服代等
- ③ **住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費(住宅)**：風雨等による被害防止のための住宅補強、積雪時の雪下ろしの費用等
- ④ **福祉用具等の購入に必要な経費(福祉用具購入)**：オプチスコープ、盲人用ワープロ、油圧式リフト、肢体不自由者用クーラー、電動式ギャジベッド、聴覚障害者のための文字放送用テレビ、コミュニケーション機器等
- ⑤ **障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者自動車購入)**：購入車種の排気量、価格には一定の要件があります。  
\*買い替えの場合は、6年以上経過していることが必要です
- ⑥ **中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費(中国残留邦人年金追納)**
- ⑦ **負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(療養)**：医療費の自己負担額、オムツ代、クリーニング代、通院にかかる費用等
- ⑧ **介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(介護等)**：介護サービスや障害福祉サービス等の自己負担費用、介護保険料、償還払いサービスの利用料、施設サービス利用時の食事標準負担額等
- ⑨ **災害を受けたことにより臨時に必要となる経費(災害援護)**：被災した住宅の復旧及び家財の購入費用、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧費用等
- ⑩ **冠婚葬祭に必要な経費(冠婚葬祭)**：結婚・出産及び葬祭に必要な経費
- ⑪ **住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費(転宅)**：運送費、敷金、権利金、礼金等、水道又は下水排水路等の整備等
- ⑫ **就職、技能習得等の支度に必要な経費(支度)**：各種学校の入学金等
- ⑬ **その他、日常生活上一時的に必要な経費(一般福祉)**：冬期の暖房用燃料の一括購入、修学旅行費、帰省費用、年金の掛金、地上デジタル放送の視聴に必要なTV・チューナー等の購入費、アンテナ工事費等

**緊急小口資金**：次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金をお貸しする制度です。

- ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ② 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- ③ 火災等被災によって生活費が必要なとき

### 貸付限度額

**福祉費**：資金の種類によって異なります。9・10Pの「生活福祉資金貸付条件等一覧」をご参照ください。

**緊急小口資金**：10万円以内

### 据置期間

**福祉費**：6か月以内

**緊急小口資金**：2か月以内

### 貸付金の利率

- 福祉費**：  
 ●連帯保証人を立てる方：無利子  
 ●連帯保証人がいない方：年1.5%

\*連帯保証人についての詳細な条件は、2Pの「申し込みの方法・手続き」をご覧ください。

**緊急小口資金**：無利子

### 貸付金の償還

**福祉費**：資金の種類によって異なります。9・10Pの「生活福祉資金貸付条件等一覧」をご参照ください。

**緊急小口資金**：据置期間経過後8か月以内で償還をしていただきます。

### 申し込みに必要な書類

借入申し込みをされる方は、「世帯状況別」「資金種類別」に必要な書類をそろえてください。同じ書類が重複する場合は1部で結構です。ただし、**京都府社協が必要と判断したときは、さらに下欄以外の書類等の追加提出をお願いすることがありますので、ご了承ください**。なお、添付する書類をお持ちでない場合は、お住まいの市区町村社協にご相談ください。

#### ●世帯状況別の必要書類

全申込者共通	証明書等 意見書等	借入申込者世帯全員の収入証明、連帯借入申込者及び連帯保証人の収入証明 例：雇用主発行の「源泉徴収票」、市町村発行の「府・市町村民税課税証明書」 民生委員調査意見書
被保護世帯	意見書等	府広域振興局保健所長又は福祉事務所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	外国人登録証の窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

#### ●資金種類別の必要書類

福祉費	① 生業	見積書等	事業計画書(所定用紙)、経費見積書/機械器具、設備品、資材・商品仕入、自動車等の購入に関する見積書、カタログ・パンフレット等
		許可書等	運転免許証(写)、はり・きゅう・マッサージ業の免許証(写)、営業許可証(写)、飲食業の営業許可受理証明書(写)、軽車両運送届出書、自動車保管場所確認書(新規購入)等
		契約書等	保証金に関する業者委託契約書、店舗・事業所等の借用契約書、所有者の承諾書、補修・改造確認書、賃貸契約書、業者指定委託契約書等
	② 技能習得	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書(写) / 自動車教習所入所許可書、雇用・内定先の運転免許が必要であることを証明
		見積書等	必要経費の見積書等(学校発行パンフレット等必要経費が明らかになるもの)
	③ 住宅	見積書等	住宅計画書(所定用紙)、工事費見積書、見取図(平面、立面)
		写真等	補修・改築・増築部分と住宅全体像の写真等
		承諾書等	借地・借家の場合は、地主・家主の承諾書等
	④ 福祉用具購入	見積書等	機能回復訓練器具、用具等の見積書等
	⑤ 障害者自動車購入	証明書等	運転免許証(写)、自動車保管場所確認書(新規購入)、自動車検査証(買い替え)、医師等専門家の意見書等
	⑥ 中国残留邦人年金追納	通知書等	特例措置対象該当通知書、追納保険料納付書
	⑦ 療養	証明書等	診断並びに所要経費見込書(所定用紙)
	⑧ 介護等	通知書等	サービス利用票、サービス利用票別表、保険料納付、福祉用具購入費、住宅改修費経費見積書、市町村又は介護支援専門員の事前確認書(所定用紙)、障害福祉サービス等受給のための指定事業者の請求書、償還払い立替経費見積書
証明書等		官公署が発行する被災証明書	
⑨ 災害援護	見積書等	必要経費の見積書等	
	証明書等	婚姻の証明(挙式会場の予約証明書、結婚後の住民票)、出産証明(母子手帳(写))、死亡診断書又は確認書(民生委員)等	
⑩ 冠婚葬祭	見積書等	必要経費の見積書等(挙式費用、葬儀費用の見積書等)	
	見積書等	必要経費の見積書等(契約金・家賃等の見積書、運送費の見積書等)	
⑪ 転宅	契約書等	賃貸契約書(写)、賃貸契約にかかる重要事項説明書	
	見積書等	必要経費の見積書等	
⑫ 支度	見積書等	必要経費の見積書等	
	見積書等	必要経費の見積書等	
⑬ 一般福祉	見積書等	必要経費の見積書等	
	緊急小口資金	(共通)健康保険証又は免許証の写し及び住民票の写し ① 医療機関、介護事業者が発行する請求書 ② 被害届受理証明 ③ ⑨に同じ	

# 教育資金が必要な方へ

## 教育支援資金のご案内

### 貸付対象

低所得世帯に属する方が、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しするものです。

\*教育支援費は、日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金などの他制度の借入を優先し、それらの借入ができるまでの「つなぎ資金」としてお貸しするものです。したがって、「つなぎ資金」を申請された方は、この資金の借入後、かならず上記資金（日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金）を申請してください。  
「つなぎ資金」を借入後、上記資金を申請したものの借入できなかった場合は、不採用証明書を添付の上、継続交付申請を行うことで、残りの在学期間中の修学資金を借入することができます。

### 資金の種類

**教育支援費**：高校、大学又は高専に修学するために必要な経費をお貸しします。  
**就学支度費**：高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費をお貸しします。

### 貸付限度額

**教育支援費**：下表のとおりとなります。（※高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含みます）

学校種別等	貸付限度金額(月額)	
	自宅	自宅外
高等学校	国公立 1年～3年	18,000円 23,000円
	私立 1年～3年	30,000円 35,000円
高等専門学校	国公立 1年～3年	21,000円 22,500円
	国公立 4年～5年	44,000円 50,000円
	私立 1年～3年	32,000円 35,000円
	私立 4年～5年	52,000円 59,000円
短期大学	国公立 1年～2年	45,000円 51,000円
	私立 1年～2年	53,000円 60,000円
大学	国公立 1年～2年	45,000円 51,000円
	国公立 3年～4年	44,000円 50,000円
	私立 1年～2年	54,000円 64,000円
	私立 3年～4年	53,000円 63,000円

**就学支度費**：50万円以内

### 据置期間

**教育支援費**：つなぎ資金は1か月、それ以外は卒業後6か月以内  
**就学支度費**：卒業後6か月以内

### 貸付金の利率

**教育支援費・就学支度費**：ともに無利子です。

### 貸付金の償還

**教育支援費**：つなぎ資金は一括償還、それ以外は貸付期間の2倍以内  
**就学支度費**：8年以内

### 申し込みに必要な書類

#### ●世帯状況別の必要書類

全申込者共通	証明書等	借入申込者世帯全員の、連帯借入申込者及び連帯保証人の収入があることを証明する書類 例：雇用主発行の「源泉徴収票」、市町村発行の「府・市町村民税課税証明書」等
	意見書等	民生委員調査意見書
被保護世帯	意見書等	府広域振興局保健所長又は福祉事務所長の意見書等
外国人・障害者世帯	確認等	外国人登録証の窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

#### ●資金種類別の必要書類

教育支援費	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書(写)
就学支度費	証明書等	継続交付申請をする場合は、日本学生支援機構等の奨学金不採用証明書(所定用紙)
	見積書等	必要経費の見積書(学校発行のパンフレット等)

ご相談は、お住まいの市区町村社協へお願いします。

# 貸付金の償還(ご返済)

### 1 償還方法

- 口座振替による償還が原則となります。貸付決定時に「生活福祉資金償還金預金口座振替申請書」を提出していただくことになります。生活福祉資金貸付事業は、償還金を次の新たな貸付原資として、より多くの人々が繰り返し活用することで成り立っています。そして、償還にあたっては、借受人の償還の自覚と計画性が必要となります。
- 口座振替日は、毎月20日です。(休日の場合は翌営業日)
- 残高不足などで口座振替不能となった場合、指定の「振込取扱票」(京都銀行・ゆうちょ銀行・京都北都信用金庫での振り込みは手数料無料)がありますので市区町村社協にお尋ねください。(償還金の収納年月日は京都府社協指定の金融機関口座への入金日<着金原則>となります。)
- 償還開始月の2か月前に「償還開始のお知らせ」をしますので、償還の準備をしてください。

### 2 繰上償還

償還金は計画より早く繰上げて償還することができます。繰上方法等について手続きが必要となりますので、繰上償還を希望される場合は市区町村社協にご相談ください。  
また、「繰上償還申請書」の提出がないまま、計画より多く償還されても利子は免除されませんのでご注意ください。この場合は、過納金の取扱いとなり、翌月又はそれ以降の償還金(元利)として充当することとなります。

### 3 償還についての主なお知らせ

本制度は、資金の貸付けと、その貸付けを受けた方に対する民生委員の相談支援により効果的な運営が図られるものです。  
下記のお知らせについては、民生委員を通じてお渡しします。(総合支援資金は除く)

償還開始のお知らせ	償還開始月の2か月前
残額のお知らせ	年4回(月賦償還のみ5、8、11、2月)
償還金払込取扱票	年4回(月賦償還のみ5、8、11、2月)
滞納者に対する償還督促 —(連帯)借受人・連帯保証人宛—	年2回(5月、11月)
最終償還期限到来のお知らせ	償還期限の6か月前

### 4 変更があったときの届出(異動届の提出)

- 借受人、連帯借受人、又は連帯保証人に次の事情が生じたときは、速やかに民生委員、市区町村社協に届出をしてください。
- 住所、連絡先(電話番号等)を変更したとき
  - 改名、改姓をしたとき(印鑑証明書を添付)
  - 死亡又は所在不明になったとき(債務を代行する人の氏名、住所を届ける)
  - 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
  - 病気・療養中であるとき
  - 破産申立中、破産手続開始決定・免責決定を受けたとき、任意整理、特定調停、民事再生手続中であるとき
  - 生活保護を受給することとなったとき
  - 事業をやめたとき

### 5 延滞利子

最終償還期限までに償還金を支払わなかったときは、翌日から延滞元金につき年10.75%の率で延滞利子がつきます。最終償還期限の6か月前に「最終償還期限到来のお知らせ」をお届けしますので、期限に遅れないように償還してください。

### 6 償還完了

貸付金の償還を完了したときは、原則として市区町村社協を経由して完了通知とともに借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返します。

## 償還が困難なとき

天災その他やむを得ない事情で、償還が著しく困難と認められたときは、所定の手続、審査を経て償還を一時猶予したり、免除することができます。  
困ったこと、わからないことなどがありましたら、担当の民生委員や市区町村社協にご相談ください。

資金の種類		貸付利率	貸付対象世帯			
			低所得	障害者	高齢者	生活保護
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活資金	連帯保証人を立てる方：無利子		3P参照	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	連帯保証人がいない方：年1.5%			
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用				
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費(生業)	●	●		●
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(技能習得)	●	●		●
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費(住宅)	●	●	※	●
		福祉用具等の購入に必要な経費(福祉用具購入)		●	※	△
		障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者自動車購入)		●		
		中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費(中国残留邦人年金追納)	●	●	※	●
		負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(療養)	●		※	●
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(介護等)	●	●	※	●
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費(災害援護)	●			●
		冠婚葬祭に必要な経費(冠婚葬祭)	●	●	※	●
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費(転宅)	●	●	※	●
	就職、技能習得等の支度に必要な経費(支度)	●	●		●	
その他日常生活上一時的に必要な経費等(一般福祉)	●	△		●		
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要な少額の資金	無利子	●			
教育支援資金	教育支援費	高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	●			●
	就学支度費	高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費	●			●

※日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯に限る。

貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
月額20万円以内(単身世帯は15万円以内)	6か月以内	10年以内	貸付期間は当初6か月以内
40万円以内		3年以内	
60万円以内		5年以内	
460万円以内	6か月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先となります。
技能を修得する期間が 6か月程度：130万円以内 1年程度：220万円以内 2年程度：400万円以内 3年以内：580万円以内		8年以内	法令等において、知識、技能を習得する期間を6か月以上と定めている場合は、3年の範囲において6か月を超える期間について月額15万円以内を加算。
250万円以内		7年以内	
170万円以内		8年以内	△同一世帯の障害者又は日常生活上介護を要する高齢者のための貸付であること、生活保護費以外に収入があること、いずれもあてはまる場合に限り、貸付対象となります。
250万円以内		8年以内	障害者自動車の購入については、1600cc(ディーゼル車は1800cc)以内、付属品、登録諸費等を含む購入額は250万円以内です。また、買い替えの場合は6年以上経過していることが必要です。
513.6万円以内		10年以内	
療養期間が1年を超えないときは：170万円以内		5年以内	「療養期間が1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは：170万円以内		5年以内	「介護サービス受給期間及び障害福祉サービス受給期間が1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
150万円以内		7年以内	
50万円以内		3年以内	
10万円以内	2か月以内	8か月以内	
7Pの表のとおり	つなぎ資金は1か月、それ以外は卒業後6か月以内	つなぎ資金は一括償還、それ以外は貸付期間の2倍以内	日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子寡婦福祉資金等の借入ができる場合は、そちらが優先となります。学校種別、国公立、学年別、自宅(外)通学などにより貸付限度額が定められています。
50万円以内	卒業後6か月以内	8年以内	就学支度費の申し込みは入学年4月末までです。

不動産担保型生活資金

※貸付対象には一定の要件があります。別途パンフレットがありますので詳細は京都府社協までおたずねください。

現在暮らしている自己所有の不動産(土地、家屋)に、今後も将来にわたって住みつづけることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保に年3%以内の利率<sup>\*1</sup>で生活資金をお貸しします。

\*1 年3%又は、年度ごとに4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率を基準とします。

(貸付限度額)

- ・低所得世帯向け：土地の評価額の70%(資産要件あり)以内、月30万円以内
- ・要保護世帯向け：土地及び建物の評価額の70%(資産要件あり)以内、生活扶助額の1.5倍以内

(償還期間)

借受人の死亡時など貸付契約の終了時